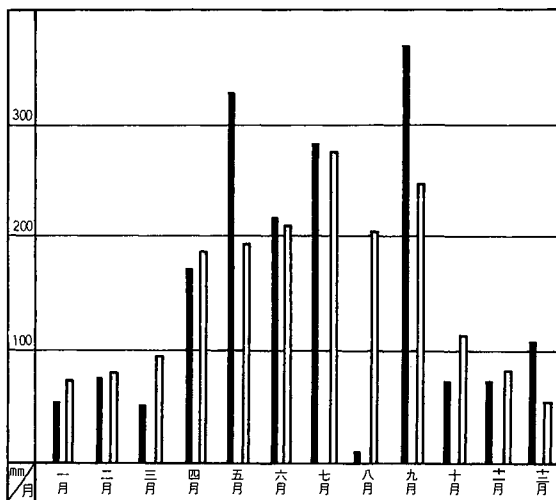


### 第3節 降水量

#### 表1-8 降水量

自昭和26年 至 昭和35年の累計と平均  
昭和36年以降は布袋観測所が廃止になるまでの記録 (観測所 布袋)

年度	月別												合計
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	十一月	十二月	
自昭和26年 累計 至昭和35年 累計	677	757	991	1,840	1,898	2,098	2,761	2,020	2,414	1,107	812	569	17,944
10ヶ年の累計 平均	68	76	99	184	190	210	276	202	241	111	81	57	1,795
昭和36年	65	30	88	189	126	725	159	72	290	174	89	32	2,047
昭和37年	35	12	32	201	212	317	158	113	35	213	41	32	1,501
昭和38年	39	40	95	161	278	255	193	160	121	82	41	25	1,490
昭和39年	81	75	100	176	40	229	209	64	186	98	46	43	1,347
昭和40年	46	70	46	169	321	212	280	4	362	66	70	103	1,748
昭和41年	54	112	221	98	182	184	182	159	275	106	43	29	1,645
昭和42年	63	21	133	263	106	228	339	119	113	195	70	36	1,686
昭和43年	47	83	127	141	162	170	243	208	145	111	51	124	1,612



□ は昭和20年から昭和35年まで、10か年の平均月別降雨量を表わしたものである。  
■ は昭和40年の降雨量。

#### 図1-16 降水量

第二章 水資源

第一節 木曾川

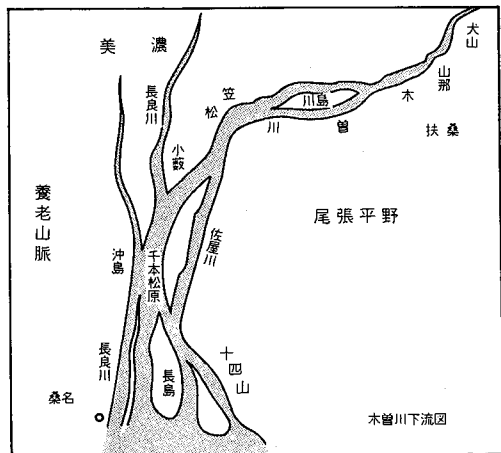


図1-17 木曾三川水系図

「木曾三川の沿水史を語る」に依る

木曾川

木曾川は、長野、岐阜県境、北アルプスの最南端に位する御岳の山麓に発し、木曾山脈と飛驒山脈の間

を南西に流れ、寝覚の床、賤母峡谷、恵那峡、蘇水峡などの美しい峡谷で知られる木曾谷をつくり、川はさらに南西に流れ、日本ラインとなり、犬山で濃尾平野に出て、犬山扇状地を形成し、愛知・岐阜の県境を流れ、笠松付近から南に曲がり、長良川、揖斐川とほとんど同一地点に集まって伊勢湾に注いでいる。流域面積四、九五六平方キロメートル、流路延長二一五キロメートル(基準点・笠松)、支流の数は二二三にもおよぶが国有数の大河である。

現在、中部経済圏の中心として、繁栄している濃尾平野は、この木曾川および長良・揖斐のいわゆる木曾三川の水エネルギーで

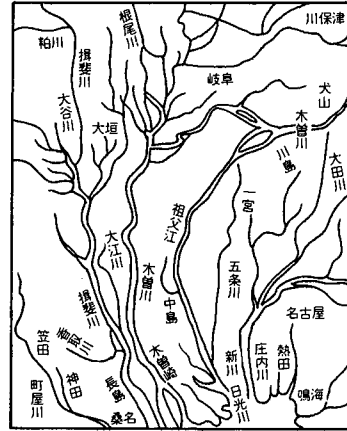


図1-18 大化以前の河状  
昭和50年より約1340年前  
建設省中部地方建設局  
「木曾三川の治水史を語る」に依る

さまは、文字どおり「広野川」の名称を思いうかばせる。木曾川は、むかし犬山あたりから下流にかけて、その分流が三六の自然流となって、この平野を潤していた。いまも各所に三角洲、半月形、沼と思われる所が残っていて、带状の田圃（川田）となって当時のおもかげをしのばせている。

木曾川は、岐阜県羽島市の南部に至って、二つに分流し、一つは佐屋川となり、一つは羽島市小藪で、長良川と合流し、また揖斐川とも合し、再び分流して加路戸川となって伊勢湾に注いでいる。

木曾川は、その水量の豊富なことでは日本屈指の川で、今日、濃尾平野の灌漑用水、工業用水として欠くことのできない水資源となっている。さらに名古屋市をはじめ、尾張地域の飲料水もこの木曾川から取水している。なかでも、昭和三六年（一九六二）に通水した愛知用水は、岐阜県八百津町兼山の木曾川取水口から、毎秒最大三〇トンにもおよぶ

できた沖積平野である。三川の変遷とともに広大な沃野として育ってきた。このため木曾三川の歴史は、そのまま、濃尾平野の歴史であるといえることができる。

木曾川の歴史をたどってみるに、戦国時代以前（一五世紀後半以前）木曾川は、洪水のたびごとに流路を変え、多くの住民を困らせてきた。したがって、われわれの祖先は、この水との戦いを幾度となく繰り返してきたことであろう。

木曾川は、もと広野川とも称し、また鶉沼川ともよんでいた。犬山付近から濃尾平野に流れ出た大河木曾川が渺々として流れる

取水量で、尾張丘陵から知多半島先端や離れ島までの一二・七キロメートルに通水し、その間農業用水、工業用水、上水道用水として利用されている。

また、近年、尾張一円は、地下水の低下によって、木曾川の水利用が益々増大し、尾張上水道などの工事が進められており、本町河北に設置されている尾北水道企業団も、その大きな役割を果たしてきている。

## 第二節 地 下 水

### 豊 かな 地 下 水

濃尾平野は、地下水が豊かである。大垣市周辺がとくに地下水が豊富であることは有名であるが、愛知県側でも地下水が豊かである。なかでも犬山扇状地のとくに木曾川寄りの部分は、自由地下水でも、一日一井（一二インチ）あたり二、〇〇〇立方メートルからの取水が可能であり、愛知県で最も地下水賦存量の多いところとなっている。

これについては、犬山扇状地末端付近から木曾川沿線の三角州平野にかけてが豊かであり、おもに被圧地下水であるが、取水可能量は、一日一井あたり二、〇〇〇立方メートル以上とされている。この方面の被圧地下水は、大垣自噴帯の一部をなすものであるが、最近では地下水の排出量が供給を上まわるため、自噴停止帯となっている。

### 被 圧 地 下 水 の 帯 水 層

濃尾平野の被圧地下水の帯水層は、被圧地下水井の分布密度が最も高い日光川河口付近において、一〇〇～一二〇メートル、一六〇～一七〇メートル、二二〇～二二〇メートル、二四〇～二五〇メートルの層が利用されているが、なかでも二二〇～二二〇メートル、二四〇～二五〇メートルの二層がとくによ

く利用され、また最近では、二四〇〜三〇〇メートルの帯水層も開発されている。

### 第三節 水 質

**河川・用水** 河川・湖沼・海域の公共用水域の水質を良好なものとして保持するいわゆる水質保全については、長い水質汚濁 間人々の公徳心によっていたが、重化学工業の急速な発展と生活環境の変化に伴い、河川・用水の水質**防 止** も年を追うごとに悪化の一途を辿るようになり、国では昭和三三年、はじめて水質保全のための法、水

質二法を制定した。これが各河川の水質基準を示すための水質保全法及び工場排水を規正する工場排水規正法の二法である。しかし、昭和四〇年代に入つて水質汚濁の形態が工場排水の増加とともに深刻化したため、従来の水質二法による排水規正では不十分であることが指摘されるようになり、昭和四五年に新しく水質汚濁防止法が制定された。

この水質汚濁防止法では、まず、三三年規正の指定水域ごとの水質基準を改め、全公共用水域についての排水基準を設けたことと、排水基準を守らせるための措置を強化し、工場・事業所への立入検査や、汚水処理方法の改善命令、違反者への制裁のための罰則も設けられた。またとくに従来の国の機関による指導体制を改め、水質汚濁状況の監視体制を県および市町村に委ねられることになったことが大きな変化である。本町ではこれを受けて、昭和四八年、町内各地域より公害監視委員が選任され、以来役場の機構である産業課・厚生課が窓口となつて監視体制が組まれている。水質汚濁の調査は、主要測定項目に(1)生活環境による水素イオン濃度、(2)生物化学的酸素要求量、(3)浮遊物質、(4)溶存酸素量を定め、基準達成状況を把握するため江南保健所の指導をうけ、年々定期的な調査を行つており、水質汚

表1-9 試験検査成績表

試験検査成績書 第 号

昭和54年5月21日

尾張北部水道企業団様 愛知県江南保健所様

昭和54年5月7日に提出された検体による試験成績は次のとおりです。

試験検査の種類 原水 (給水塔) 汲み上げ水 (汲み上げ) 湧き水 (湧き水) 井水 (井水) その他 (湧き水)

試験場所 (検体の採取場所) 尾張北部水道企業団様

試験番号 57

検体採取年月日 昭和54年5月7日

試験検査の項目 残留塩素 (一般検査・項目検査) 微生物検査

試験結果を必要とする理由 残留塩素 (一般検査) 微生物検査

その他事項となる事項 検体採取者名 森・岩田 ほか (他)

成		績	
臭	度	六価クロム	(-) ㎎/ℓ
水	色	細菌総数	72 ㎎/ℓ
残留塩素	0.2 ㎎/ℓ	有機リン	不抽出 ( ㎎/ℓ)
硝酸イオン	5.7 ㎎/ℓ	鉄	0.05 ㎎/ℓ
硫酸イオン	1.4 ㎎/ℓ	ヒ素	(-) ㎎/ℓ
亜硝酸イオン	6.4 ㎎/ℓ	鉛	26.6 ㎎/ℓ
臭気	臭気 ( ) あり	フエノール	(-) ㎎/ℓ
味	臭気 ( ) あり	シアンイオン	不抽出 ( ㎎/ℓ)
色	0 度	フッ素	(-) ㎎/ℓ
濁度	0 度	陰イオン界面活性剤	(-) ㎎/ℓ
残留塩素	0.2 ppm (総合値 ppm)	水	不抽出 ( ㎎/ℓ)
一般細菌	1㎎/ℓ 0	銅	(-) ㎎/ℓ
大腸菌群	検出	マンガン	0.02 ㎎/ℓ
アンモニア性窒素	不抽出 検出	亜	0.126 ㎎/ℓ
		鉛	(-) ㎎/ℓ
		カドミウム	(-) ㎎/ℓ

特定及び数値 上記検査項目について 水質基準に適合する (-) は、各定数値を下回ることを示す。

濁に係る公害発生件数は、図1-19が示すように減少している。

飲料水の  
水質保全

飲料水など、人の健康保護のための水質基準検査はシアン、アルキル水銀、有機リン、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀の主要八項目を始めとして、残留塩素検出や細菌、アンモニア性窒素の検出によって進められているが、本町の飲料水については試験検査成績書のようにきわめて良質である。

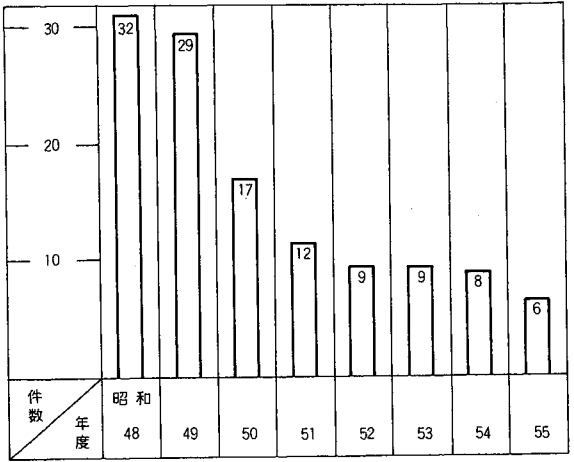


図1-19 水質汚濁公害発生件数の推移